

ご家族が亡くなられたときに必要となる手続(区役所内)

項目	手続の概要	窓口番号	担当係	電話番号 局番 930
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内にお届ください(お葬式がお済みの場合は、届出済みです)	2階 24	戸籍担当	2247
世帯主変更	世帯主が亡くなられて同居の家族がいるときは届出が必要な場合があります	2階 22	登録担当	2250
印鑑登録証(カード)の交付を受けている方	届出の必要はありません。死亡届によって登録抹消となります。	2階 22	登録担当	2250
通知カード、個人番号カードの交付を受けている方	届出の必要はありません。相続等の手続で使用する場合がありますので、しばらくお持ちください。	2階 22	登録担当	2250
・国民年金を受け取っていた方 ・保険料をお支払されていた方	お客様のケースに応じて必要な手続をご案内します。(すでに年金事務所にご連絡している場合は必要ありません。)	2階 28	国民年金係	2337
国民健康保険・介護保険に加入されている方	脱退の届出と保険証の返却が必要となります	2階 26	保険係	2341
後期高齢者医療保険に加入されている方	脱退の届出と保険証の返却が必要となります	2階 25	保険係	2344
葬祭費の申請 ・国民健康保険 ・後期高齢者医療保険	国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者が亡くなられたとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます	2階 25	保険係	2344
各種医療証の交付を受けている方	届出が必要となります ①小児医療証 ②重度障害者医療証 ③ひとり親家庭等福祉医療証	2階 25	保険係	2344
理容所、美容所、クリーニング所等の営業者 犬を飼われている方 飲食店の営業者	申請、届出等が必要となります 飼い主変更届が必要となります 申請、届出等が必要となります	3階 37	環境衛生係	2368
医療関係等及び調理師、栄養士の免許をお持ちの方	届出が必要となります	3階 36	食品衛生係	2365 2366
125cc以下のバイクをお持ちの方	届出が必要となります ①廃車届(30日以内) ②名義変更届(15日以内)	3階 33	市民税担当	2264
未登記家屋をお持ちの方	相続確定後、所有者変更の申請が必要となります	3階 34	家屋担当	2274
身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳) あんしん電話	返却をお願いします 廃止届が必要となります	1階 14	福祉保健相談 窓口	2317
指定難病医療費助成受給者証 特別乗車券、敬老特別乗車証 の交付を受けている方	返却をお願いします	1階 14	高齢・障害運営係	2317
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	返却をお願いします	1階 14	障害者支援担当	2434
児童手当	受給者の変更届等が必要になります。	1階 13	こども家庭係	2332
お子様が保育園・幼稚園を利用されている方	認定変更申請書の提出が必要になります。	1階 12	保育担当	2331
被爆者健康手帳の交付を受けている方	①届出が必要となります ②葬祭料の支給請求(葬儀を行った方) 被爆者手帳をお持ちの方が亡くなられたとき、葬祭を行った方に葬祭料が支給されます	3階 38	健康づくり係	2357
消防署関係届出等	届出が必要となります ①防火管理者(選任、解任) ②危険物施設の設置者変更 ③危険物保安監督者(選任、解任)	-	緑消防署予防課	932-0119

※手続に必要な書類など、詳しくは担当係へお問い合わせください。なお、上記項目以外にも手続が必要な場合があります
緑区役所戸籍担当(R2.8)